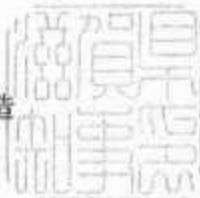


滋温対第 164号
令和元年(2019年)12月12日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について（諮問）

下記諮問事項について、貴審議会の意見を求める。

記

1 濟問事項

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）の改正について

2 濟問理由

本県では、化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活や経済の持続的成長を実現しつつ、温室効果ガス排出量が削減された「低炭素社会の実現」を目指して、平成23年4月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例施行後、平成27年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。国内においては、令和元年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、最終到達点として、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成した「脱炭素社会」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。

一方、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動影響が全国各地で現れており、さらに今後拡大のおそれもあります。

このことから、気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策を法的に位置づけるために、平成30年6月に「気候変動適応法」（平成30年6月13日法律第50号）が制定され、関係者が一丸となって適応策を推進していくことが必要となっています。

本県においても、観測以来はじめて、琵琶湖北湖の一部水域での全循環の未確認や大雨による土砂災害の発生頻度の増加等の気候変動影響が現れてきており、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析および提供ならびに技術的助言を行う拠点として平成31年1月に「滋賀県気候変動適応センター」を設置したところです。

こうした状況に対応するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例を改正することとし、貴審議会の意見を求める。